

ID: 128

担当部署: 商工観光課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	大河原町地方卸売市場条例 第6条		
例規番号	昭和49年条例第18号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (許可の取消等)</p> <p>第6条 町長は、卸売業者が、法第14条が準用する法第11条の規定による処分を受けたときは、第4条第1項の許可を取消し、又は使用を停止しなければならない。</p> <p>2 町長は、第4条第1項又は第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則等に違反したときは、第4条第1項又は第2項の許可を取消し、又は使用を停止することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日